令和９・１０年度　入札参加資格審査申請書提出要領
【測量及び建設コンサルタント等業務】当初申請

広島県府中市

１．資格審査

府中市が令和９・１０年度に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を所定の期日までに提出してください。

２．申請書等の提出方法等

⑴　電子申請（注）

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会による「令和９・１０年度測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請の手引」、府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行ってください。

提出方法	電子入札等システムにより申請し、指定した添付書類を入札参加資格システム、持参又は郵送等により提出してください。	
受付期間	電子申請	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２０日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
	添付書類	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２７日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
提 出 先	広島県へ提出する書類	〒７３０－８５１１ 広島県広島市中区基町１０－５２ 広島県土木建築局建設産業課　℡082-513-3821
	府中市へ提出する書類	〒７２６－８６０１ 広島県府中市府川町３１５ 府中市建設部監理課　℡0847-44-9163

（注）電子申請を行うには、広島県と県内市町が共同で運営する「電子入札等システム」の利用者登録の手続きが必要となります。

・詳細は下記ホームページで確認してください。

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会ホームページ

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

⑵　書面申請

府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行ってください。

提出方法	申請書類等を持参により提出してください。
受付期間	令和８年１１月２日（月） ～令和８年１１月２０日（金） ただし土・日・祝祭日を除く９時～１７時
提 出 先	〒７２６－８６０１ 広島県府中市府川町３１５ 府中市建設部監理課　℡0847-44-9163

３．申請資格

次の各号に該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

⑵　「測量」分野を希望する者で、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定による登録を受けていない者

⑶　「建築関係建設コンサルタント業務」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による登録を受けていない者

⑷　「その他業務」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定による登録を受けていない者

⑸　直近２年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者

⑹　資格審査の申請を行うときに、府中市に納付すべき市税（延滞金を含む。）の滞納がある者（法人の場合は、代表者個人の市税も含む）

⑺　国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

⑻　資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

建設業者等指名除外要綱により、府中市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も

資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

４．入札参加資格の通知等

⑴　市内業者の認定について

令和９・１０年度において入札参加資格を認定した者のうち、本店（本社）所在地が府中市内であり、かつ次の全てを満たす場合は、市内業者として認定します。

・他の営業所に契約締結権限を委任していないこと。

・府中市内での営業実績が３年以上あること。

⑵　市外業者の認定について

令和９・１０年度において入札参加資格を認定した者のうち、上記⑴に定める市内業者でない場合は、市外業者として認定します。

⑶　認定の通知について

①　市内業者

申請者に個別に通知します。(電子申請システムおよび入札参加資格審査申請書に記入されたＥメールアドレスに送信します。)

②　市外業者

有資格者名簿を府中市ホームページに掲載することで通知とします。

⑷　入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において再び資格の認定を受けることができません。また、令和１１年度以降についても、その取消しの日から２４か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

⑸　入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和１１年３月３１日まで有効です。ただし、この資格は、令和１１年度においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

⑹　入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、府中市監理課及び府中市ホームページで公表します。

５．提出書類

⑴　提出書類は、別表のとおりとします。様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。

⑵　「3」、「9」、「13」及び「14」の提出書類については、資格審査を申請する日の３か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

⑶　申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各種登録規程による現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「12」の希望業務実績調書（注）及び「15」の財務諸表については省略できます。ただし、「12」の希望業務実績調書については、現況報告書記載以外の分野のものは省略できませんので別途作成してください。

⑷　提出書類の中で「写し等」を提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、Ｂ４版以上の書類等についてはＡ４版に縮小して提出してください。

⑸　書面申請において提出する書類は原則Ａ４版の書面とし、別表に記載の書類を上から順に重ね、クリップで留めて提出してください。（ファイル綴じ等は不要、ホッチキス留めはしないでください。）

６．その他

⑴　記載内容及び添付書類等に不備がある場合は申請書を受理できません。

⑵　提出期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。

⑶　入札参加資格審査申請書の提出後に申請内容に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。

　ただし、当初認定された格付等は、有効期間内において、原則変更しません。

⑷　入札参加資格の審査において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった場合には、入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

別表

「○」は、提出を要するもの

「△」は、該当者のみ提出を要するもの

「－」は、提出が不要なもの

「※」は、電子入札等システムで別途定める様式により必要情報を入力するもの又は必要なファイルを添付するもの

番号	提出書類		電子申請		書面申請	備考
			広島県に送付	府中市に送付	府中市に送付	
1	送信完了兼受付票		○	○	－	
2	入札参加資格審査申請書（府中市様式第１号）		※	－	○	
3	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し		△	－	△	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの 更新中の場合は、それを証するもの
4	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し		△	－	△	
5	営業所一覧表（府中市様式第２号）		※	△	△	委任のある場合
6	委任状（府中市様式第３号）		－	△	△	委任のある場合
7	誓約書（府中市様式第４号）		－	○	○	
8	有資格技術職員名簿（府中市様式第５号）		※	○	○	
9	印鑑証明書（原本又は写し）		－	○	○	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの
10	使用印鑑届（府中市様式第６号）		－	△	△	実印と異なる印鑑を契約や請求に使用する場合
11	振込口座登録依頼書（府中市様式第７号）		－	○	○	
12	希望業務実績調書（府中市様式第８号）		※	－	○	
13	府中市税完納証明書（原本）	法人又は個人経営	△	－	△	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの 府中市に納税義務がない場合は不要
		法人代表者個人	－	△	△	
14	消費税及び地方消費税の納税証明書（原本又は写し）		○ 電子納税証明の場合は電子データを添付	－	○	申請日の３ヶ月前の日以降に発行されたもの

15	財務諸表 （直前１年の事業年度）	○	－	○	法人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」「株式資本等変動計算書」「注記表」 個人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」
16	受付返信用封筒又は はがき（切手貼付） （参考様式Ａ又はＢ）	－	－	△	書面申請かつ希望する場合 （受付票は任意様式でも可）